

第貳級 全

金參拾錢

第參級 全

職工ニシテ同職二人以上使用スル者

金貳拾錢

第三十九條 前條組合員ノ賦課等級ハ役員會ニ於テ之ヲ定ム

第八章 違約者處分法

第四十條

本組合員ニシテ組合規程第七條乃至第十四條ニ違背シ若クハ組合ノ体面ヲ毀スル行為アルモノハ組合役員ノ決議ニ依リ組合除名又ハ金錢賠償其他制裁ヲ處スルコトアルモノトス

第四十一條

前條ノ違約者アリタル時ハ組合長ハ直チニ役員會ヲ開キ相當ノ所分決定ヲ爲スモノト

第四十二條

前條ニ依レル賠償金額ハ之ヲ組合費目ニ充當スルモノト

第九章 附則

第四十三條

本組合組織最初ノ發起人ニシテ創設ニ盡力シタル者ハ其儘理事トシテ就任ス

第四十四條

第一期ノ各役員ハ創立ノ當初ナルヲ以テ本組合ノ理事ト各區組合員ノ重立者ト協議ノ上決定スルモノトス

第四十五條

本組合長決定セザル間ハ理事ハ組合長ノ職務ヲ執ルモノト

第四十六條

此組合規約ハ第三條ノ組合地域内ニアル同業者四分ノ三以上ノ同意ヲ得ル迄ハ締約者間ノ申合規約トシテ之ヲ遵守スルモノトス

表 札 雛 形

面 表

東京大工職同業組合印

面 裏

大正 年 月 日
東京市何區 氏 名
番 地

堅七寸五分 横巾二寸八分 厚六分